**事業者名**

**「令和７年度北九州市産後ケア事業業務委託」**

**受託要件チェックシート**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 項目の基準、視点 | 確認欄当てはまるものに✓を記入 |
| １産後ケアで実施する内容 | 1. 産後の母体管理及び生活面の指導
 |  |
| 1. 乳房手当、乳房トラブルに関する相談

（乳房マッサージの方法、乳房の手入れ） |  |
| 1. 授乳方法

（授乳間隔、授乳にかける時間、抱き方、人工乳の足し方） |  |
| 1. 沐浴方法
 |  |
| 1. 発育・発達に関する相談
 |  |
| 1. 体重・排泄の観察
 |  |
| 1. スキンケアに関する相談・指導
 |  |
| 1. 母の不安等に関する相談
 |  |
| 1. 在宅での子育てに関する相談及び指導
 |  |
| 1. その他の必要とする保健指導
 |  |
| 1. ①～⑩の指導等は、利用者の個別性を踏まえた支援ができる。
 |  |
| 1. ①～⑩の指導等は、育児スキルや利用後の生活のイメージが持てる支援ができる。
 |  |
| 1. 行政など関係機関との連携ができる。
 |  |
| ２医療対応 | 1. 医療が必要となった場合は、医療機関との連携体制がある。

※助産所の場合、記入してください。 |  |
| 1. 利用者の急変時等の救急対応マニュアル等、緊急時の対応体制が整備されている。
 |  |
| ３事故防止等に向けた安全対策 | 1. 事故予防を踏まえた体制があり、事故防止マニュアルがある。
 |  |
| 1. 医療安全管理体制が確保されている。
 |  |
| 1. 損害保険等保険に加入している。
 |  |
| 1. 児を預かる場合は、児のみの状況とならない体制が確保できる。
 |  |
| ４苦情処理体制 | 苦情等の際には、誠意をもって迅速適切に対応できる。 |  |
| ５個人情報の保護体制 | 1. 個人情報を取得する時は、個人情報を利用する目的を利用

者に説明し、目的の達成に必要な範囲で、適法かつ公正な手段で取得できる。 |  |
| 1. 個人情報を管理するために、保管庫の施錠や立入の制限等、安全管理ができる。
 |  |
| ６職員の人材育成及び健康管理 | 1. 従事者に対し、必要研修を受講させ、資質の向上に努めて　いる。
 |  |
| 1. 事業者への健康診断等の管理体制が整っている。
 |  |
| ７運営 | 1. 市民税の滞納がない。
 |  |
| 1. 直近の立入検査で、重大な指摘事項がない。
 |  |
| ８感染予防 | 1. 感染防止のために、人との間隔はできるだけ２ｍ確保する。

（最低でも１ｍで、適宜パーテーションなどで区切る。） |  |
| 1. 施設内は症状がなくても、従事者、利用者ともにマスクの着用を義務付けている。
 |  |
| 1. 手洗いや手指消毒薬ができる設備（物品）がある。
 |  |
| 1. 三つの密（密集、密接、密閉）を回避する行動を、来所者に周知できる。
 |  |
| 1. こまめな換気を行っている。
 |  |
| 1. 共用する物品等は、定期的に消毒している。
 |  |
| 1. 利用する母子を、利用前後に検温できる。利用者の体調が悪い時には、利用させないように周知できる。
 |  |
| ９その他 | 市の実施する産後ケア事業所向けの研修会に参加できる。 |  |
| 宿泊型希望の場合※宿泊型を実施する場合、記入してください |
| 項目 | 項目の基準、視点 | 確認欄当てはまるものに✓を記入 |
| １０業務実施体制 | 1. 産後ケア事業を管理する者（事業実施責任者）がいる。
 |  |
| 1. 助産師、保健師又は看護師を母子３組につき１名以上配置することとし、日中は助産師１名以上配置できる。
 |  |
| 1. 助産師等を２４時間常駐することができる。
 |  |
| 1. 責任をもってサービス提供が行える。
 |  |
| １１食事提供 | 1. 食事の提供ができる。
 |  |
| 1. 食品衛生に十分配慮している
 |  |
| １２場所 | 1. 個別または集団で支援を行うことができる設備を有する。アからオまでの設備を有する施設である。または、近隣の他の施設において、本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある。

（イ・ウ・エについては、共有利用可） |  |
| ア　利用者の居室（個室） |  |
| イ　カウンセリング室 |  |
| ウ　乳児保育室 |  |
| エ　体操等を行う多目的室 |  |
| オ　入浴施設、沐浴指導施設の確保ができる。 |  |
| カ　アからエまでの他、事業に必要な設備 |  |
| 通所型希望の場合※通所型を実施する場合、記入してください |
| 項目 | 項目の基準、視点 | 確認欄当てはまるものに✓を記入 |
| １３業務実施体制 | 1. 産後ケア事業を管理する者（事業実施責任者）がいる。
 |  |
| 1. 助産師、保健師又は看護師を母子３組につき１名以上配置することとし、日中は助産師１名以上配置できる。
 |  |
| 1. 責任をもってサービス提供が行える。
 |  |
| １４食事提供 | 1. 食事の提供ができる。
 |  |
| 1. 食品衛生に十分配慮している
 |  |
| １５場所 | 1. 個別または集団で支援を行うことができる設備を有する。アからオまでの設備を有する施設である。または、近隣の他の施設において、本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある。（イ・ウについては、共有利用可）
 |  |
| ア　利用者の居室 |  |
| イ　カウンセリング室 |  |
| ウ　乳児保育室 |  |
| エ　沐浴指導施設の確保ができる。 |  |
| オ　アからエまでの他、事業に必要な設備 |  |
| 居宅訪問型の場合居宅訪問型を実施する場合、記入してください。 |
| 項目 | 項目の基準、視点 | 確認欄当てはまるものに✓を記入 |
| １６業務実施体制 | 1. 産後ケア事業を管理する者（事業実施責任者）がいる。
 |  |
| 1. 責任をもってサービス提供が行える。
 |  |
| １７方法 | 1. 利用者の自宅に赴いて、支援を行う手段がある。
 | □自動車□公共交通機関□その他（　　　　　） |
| 1. 訪問時、安全面・衛生面に十分配慮できる体制がある。
 |  |